

第4回 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会議事録

日時：平成23年6月29日 9時30分～11時00分

場所：山陽小野田市消防本部 2階多目的ホール

○杉野事務局長 それでは、定刻となりましたので会議を開催させていただきたいと思っております。

現在、2名の方が御欠席でございますが、会議は協議会規約10条で、過半数の出席をもって成立するとなっておりますので、会議は成立をし、開催したいと思っております。

それでは、只今から宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会第4回の会議を始めさせていただきます。

本日は、御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行をさせていただきます事務局の杉野と申します。よろしくお願いたします。

それでは、本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会長の久保田宇部市長がごあいさつを申し述べます。よろしくお願いたします。

○久保田会長 皆様おはようございます。公私ともに御多忙のところ、第4回宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様の御協力のおかげで、この協議会も順調に推移をしております。先般の第3回では正式に名称も決定いたしました。宇部市・山陽小野田消防局となりました。

さて、梅雨もいよいよもう後半に入り、昨日ですか、九州南部が梅雨明けをしたということですが、もう一度、二度、大きなゲリラ豪雨が来るのか来ないのか、不安な時期ではございます。やはり、昨年は山陽小野田市が厚狭川の氾濫、そしてまた、一昨年は私ども宇部市でも梅雨末期に甚大な豪雨被害を受けております。

そういうことを考えて、また当然東日本大震災、自然の猛威に対して私たち人間の力というのは本当に弱いものでございますが、ひとたび災害、自然が猛威をふるったときに少しでも災害を少なくする、いわゆる減災ですね、その取り組みが一層強く求められている時代でございます。

そういった意味で、私たち県内最初の消防の広域化によって住民の安心、安全を確保してこうという取り組みは他の見本になるものでありますし、ぜひともいい取り組みにしたい、いい方式にしていきたいと、そのような思いを皆さん、一緒だと思いますが、ぜひこれから残された時間も限られておりますが、充実した協議を重ね、そして本当にこの地域で大きな人的な被害、大きな災害の被害のないように、そのような方向をつくっていったらと、そのように思っておりますので、どうぞこの広域化協議会の議論、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、今日も重要事項がたくさんございますので、よろしくお願い申し上げます。

○杉野事務局長 ありがとうございます。

それでは、以後座ったままで司会進行をさせていただきます。

本日は、山口県議会のため、オブザーバーの県総務部からは欠席となっておりますので、申し上げます。

それでは、只今から議事に入ります。まず、お手元の資料の確認を行いたいと思っております。本日の次第が1枚、裏に出席者名簿の記載となっておりますものが1枚でございます。それと席次表

が1枚でございます。そして、あと資料が2冊でございます。よろしゅうございますか。

次に、議事の進行ですが、規約10条第2項によりまして、会長が会議の議長となることになっております。また、議事録作成のため、質問等発言される時は挙手をされて氏名を先に御発言くださるようお願い申し上げます。

なお、挙手をされますと係員がマイクをお持ちしますので、よろしく願いいたします。

それでは会長、議事進行お願いいたします。

○久保田会長 それでは、早速議事に入ります。

まず、報告第1号 第3回協議会結果報告を事務局からお願いいたします。

○山下事務局長補佐 事務局の山下です。それでは、報告第1号について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。報告第1号は、第3回協議会の結果でございます。同協議会では、初めに意見聴取ということで、山口大学附属病院先進救急医療センター長の鶴田先生、それから山陽小野田市民病院事業管理者の河合先生、お2人から救急医療の問題、あるいは提言をいただきましたので、これをもとに医療機関の連携について次回の協議会に調整事項として提案することになりました。

次に、第2回協議会の結果と専門部会の規程の一部改正の報告をいたしました。

それから、平成22年度の決算、平成23年度補正予算を議案として提出いたしまして、いずれも御承認をいただきました。

次に、4の協議事項についての結果を御報告いたします。

まず、第1号の消防本部の名称につきましては、宇部・山陽小野田消防局とするということで決定をいたしました。

次に、第2号の消防本部の組織につきましては、本部は4課1室、署所は4署4出張所とするということとなりました。

第3号の定員配置につきましては、職員定数は298人とする。職員の配置は本部部門を統合効率化し、署所の充実を図るとするということとなりました。

第4号の採用計画につきましては、条例定数の欠員補充とする。ただし、退職者が多い場合に、定数内で再任用を活用するということとなりました。

第5号の消防本部の権限につきましては、消防長の権限の一部、これは許認可等でございますが、を市民サービスの低下を防ぐため、消防署長に移すということとなりました。

第6号の部隊運用につきましては、宇部市に合せることとなりました。

第7号の指令センターにつきましては、広域化後も当分の間は、現行の2指令センターで運用するというので、当面2年間を予定しておりますが、各現在の消防本部の指令センターで運用するということとなります。

第8号の通信指令システム、これには無線のデジタル化も含まれますが、これにつきましては、広域化後に整備し、平成26年4月運用開始を目指すということとなりまして、この時に指令センターも統合するということとなります。

なお、この通信指令システムの起債の償還期間についての御質問がありましたが、確認いたしましたところ、10年となるようでございます。

第9号の消防施設等整備計画については、通信指令システムの整備等に加え、統合した新たな計画を作成するということとなりました。

第10号の経費負担については、施設整備を除きまして、基準財政需用額割を基本とする。そして施設整備は署所の建設、及び署所に配置する消防ポンプ車等は署所の属する市が負担すると、そして、ただし、その他の特殊な車両でございますが、そういったものの購入及び各市の要望による施設整備は、別に負担割合を協議するということとなりました。

最後に、第11号の財産取扱についてでございますが、既存財産は無償貸与、または無償譲渡とし、債務は引き継がない。それから、組合設置後に経費負担割合により取得した財産は、債務も組合にするということで、以上11件が承認、確認をされました。

最後に、5の提案事項でございますが、第1号の身分についてから第10号の組合規約関係まで10件の提案説明をいたしまして、本日、この提案事項について協議していただくこととなります。

以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わります。

○久保田会長 それでは、報告第1号の件について、何か御質問等ございますか。よろしいですね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、この件については終わらせていただきまして、早速協議事項、本日は協議事項10件ございますので、まず協議第1号ですね、お手元の資料の2ページをめくっていただきまして、身分（任用、階級等）についてでございます。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○杉野事務局長 それでは、資料の2ページを御覧ください。

協議第1号身分（任用、階級等）についてでございます。

身分については次のように提案いたします。1、両市の消防職員は、組合消防の職員として身分を統一する。2、消防長の階級を消防正監とし、組織にあわせ階級、補職を適正に配置する。なお、現階級は保障するものとするでございます。

以上が提案内容でございます。

○久保田会長 何か御質問等ございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、これ確認をさせていただきます。今、提案のとおりの内容で御異議はございませんでしょうか。挙手をしてください。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 全会一致ということで、確認をされました。ありがとうございます。

それでは、協議第2号 給与（諸手当含む。）についてです。事務局、説明をお願いします。

○杉野事務局長 第2号給与、諸手当についてでございます。給与については次のように提案申し上げます。

1、給料表は、8級制（国家公務員公安職給料表（一）準拠）に統一し、格付する。なお、現給は保障するものとする。また、格差の是正については、広域化後3年以内に順次調整する。を今回追加させていただいております。これは、調整期間というのは出ておりませんでしたので、

今回新たに加えていただきました。この点も御審議お願いいたします。

2、諸手当は、原則、宇部市の制度に統一する。ただし、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当は、合理的な見直しを行うということでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○久保田会長 説明は終わりました。アンダーラインを引いております、格差の是正については、広域化後3年以内に順次調整をする。これがつけ加えられた項目でございます。

御質問等ございますでしょうか。

○吉永委員 山陽小野田市の吉永美子でございます。ここで、今回、この格差の是正について3年以内に順次調整するという項目が新たに出てきたわけでありますが、この格差というのを具体的に教えていただきたいことと、それと3年ということにされた御理由を聞かせください。

○久保田会長 それでは、事務局、お願いします。

○村田総務部会長 総務部会の会長をしております村田でございます。

格差については具体的にはどういう点を言うかというところでございますが、今、給与の関係では、階級の標準の職務表というのを基準にして、これは1級から8級までを職務の内容に応じて適正に格付をするというところでございます。

したがって、この1から8までの級の格付を格差がないようにするというところがポイントでございます。

それと、今の新しい給与表に一人一人、現在の階級でもって格付をした場合、一人一人の給与の幅、上昇、あるいは低下、いったような格差が生じます。これを単年度で調整するというのは困難なものでございます。したがって、3年以内にという方針でもって、急激な格差が生じないように、調整するという考え方でございます。

以上でございます。

○久保田会長 吉永委員、よろしゅうございますか。

○江本委員 山陽小野田市の江本正馨でございます。今、御説明があつたんですけども、基本的に何号ぐらい、平均違うんでしょうか。例えば、1級の何号というふうに給与格付されると思うんです。恐らく初任給の設定、あるいは在職期間、昇任の時期、あるいは山陽小野田市と宇部市では機構が違うために設定が違っていたというようなことから、恐らく号級に差があるんじゃないかなと思ってるんですが、同じ組合の消防職員として同じ職務を遂行しながらモチベーションを上げるべくというのは、大変、給与というのは大事な側面を持っております。ですから、3年と言わずに恐らく特別昇給という制度があるはずですので、在任期間の短縮、あるいは2号級以上の格付をして、速やかに統一すべきではないかなと、私は思います。絶対に3年を超えることのないようにしていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょう。

○久保田会長 事務局。

○杉野事務局長 それでは、今、号で言えばどの程度の格差が生じるのであろうかということでございます。初任給の実態で言いますと、宇部、山陽小野田ではそれぞれ現在の行政職の格付が違っております。高卒と短大卒と大卒という初任給においても3つの差がございます。大体4号から8号程度の差がある。場合によってはそれ以上出る場合が生じるかもしれませんが、初任給

の格付から見るとその程度と考えています。

以上でございます。

○久保田会長 副会長さん、お願いします。

○白井副会長 山陽小野田市の白井です。議事の進行があるんで、結論を言いますが、この件について山陽小野田市の消防本部と市長との間に協議がまとまっておりません。したがって、まことに恐縮ですが、次回まで少し時間をください。その間に調整をし、そして宇部市消防本部の担当者との間ですり合わせをします。

○久保田会長 今、副会長の方から、次回までもう少し時間が欲しいと、そういうことでよろしゅうございますかね。

この給料については、今、江本委員から御指摘があったように、本当に同じ仕事をするわけですから、給与の格差が現場であるということは、非常にモチベーションに影響があります。一方で、住民から見たら広域化によって著しく給料が上がるということは、望ましくない、わかりにくい、理解が得られない、また財政をも悪化するものでございます。

したがって、統一的な基準が必要だということで、公安職ということを設定をしているわけですが、また公安職によっても今説明があったように、それぞれ今の行政職を公安職にあわせる宇部市と山陽小野田市、またベースが違いますので、それを一気にやるということは非常にやはり難しいことがございます。

それから、さらに、ここでつけ加えてます。住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、これもいろいろ課題がございます。それぞれ双方ですね、ちょっとそういったところの調整。私どもの市の職員の方にも影響することでございますので、組合にも問題がございまして、いろいろ協議をしてきているところでございます。

おおむね、方向性は定まったという状況でございますが、今、副会長の方からそういう御提案がありましたので、いかがでしょうか、もう一回これは協議をする場を持つということで提案がありました。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 異議なしということで、それでは、この協議第2号については、さらなる協議をするということで次の会議に持ち越しをさせていただきます。

それでは、協議の第3号福利厚生について提案をいたします。事務局お願いします。

○杉野事務局長 協議第3号福利厚生でございます。福利厚生について、次のように提案申し上げます。

1、共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度等は、関係法規に基づき適切に実施する。2、職員共済会は、新たな共済会を設置するということで提案を申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○久保田会長 福利厚生について、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 特になしということであれば、これも御異議はありませんでしょうか。挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 全会一致ということで、確認をいたしました。ありがとうございます。

それでは、協議第4号教育、訓練、研修について提案をいたします。事務局お願いします。

○杉野事務局長 教育、訓練、研修についてでございます。1、消防大学校、山口県消防学校等の研修施設を活用し、計画的な人材育成を図る。2、救急救命士関係の研修は、研修病院等と連携し、時代に即した救急救命士の養成を図る。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○久保田会長 何か御質問ございますでしょうか。教育、訓練、研修についてどうですか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、御異議なければ挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 ありがとうございます。全会一致で確認ができました。ありがとうございます。

それでは、協議第5号市防災・国民保護担当部局との連携について提案をいたします。事務局、お願いします。

○杉野事務局長 市防災・国民保護担当部局との連携について、次のように提案申し上げます。1、組合消防職員を構成市職員として併任し、構成市の防災会議委員、災害対策本部委員等として参画する。2、構成市に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、構成市と一体となった活動を行う。3、構成市の防災担当部局との人事交流を継続する。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○久保田会長 それでは、市防災・国民保護担当部局との連携についての提案ですが、御質問等ございますでしょうか。高井委員。

○高井委員 職員は公安職になるわけですがけれども、それは市との人事交流の場合、消防職員は公安職のまま交流になるんですか。それとも行政職に切りかえるんですか。

○久保田会長 人事交流において消防がそれぞれの市に入ったときの身分についてということですね。お願いします。

○杉野事務局長 現在考えておりますのは、消防職員は公安職のままというふうに考えております。

○久保田会長 それでは、総務管理部長、総務管理部的に大丈夫ですか、それで。

○木藤委員 具体的には、我々の仕事に支障がないようにしようと思います。例えば、宇部市の方に派遣されるというときには公安職もあるけれども、行政職という職務を持たずということも可能だと思いますので、両方かわることもできるというふうに思います。

ですから、具体的に人事交流を行うときに調整させていただけたらと思います。

○久保田会長 基本的には公安職で人事交流は行われるが、場合によっては、業務によっては行政職ということもあり得るということで。どうぞ。

○杉本委員 山陽小野田市の杉本克彦ですが、今の人事交流の関係ですけれども、在任期間というんですか、交流の期間を、山陽小野田市では今回初めて、2年間という期限で交流をしているわけです。その後、また継続して新たな職員をとということになるんですが、宇部市さんの方は、あ

る程度長くやっておられるのでしょうか、それとも期限を定めて実施しておられるのでしょうか。

○久保田会長 木藤委員。

○木藤委員 今、消防の方からは2年という期間できています。ただ、我々の方の行政職を派遣をする場合については、現在3年としています。というのは、我々の行政職の異動は、3年を一つのめどとしておりますので、2年でかわることになりますと全体の異動のバランスが悪くなるということで、過去は2年でやっていたこともあります。やはり全体のことを一つと考えるときには、3年間、派遣するというような形になっております。

○久保田会長 杉本委員。

○杉本委員 杉本ですが、2年、3年という期限というのが、山陽小野田市では、昨年、一昨年と災害が発生いたしました。また、全国的にも今、地震災害、津波災害ということで、いろんな計画の見直し、あるいは体制の見直しが迫られています。

そういった中で、短期間での人事交流でありましたら、本部体制の関係とか、それから地域防災計画の見直し等に携わる期間というのが、なかなか計画を策定するにも2年は最低かかるような感じでありますので、その間、できるだけ長くということも考えていたところです。

ただ、消防の現場から離れて事務職にということになりますので、現場サイドは随分支障を来たされるんじゃないかと思われまますので、そのあたりを申し合わせで、ある程度の、例えば3年なら3年ということをしていただくと大変幸せます。

○久保田会長 今、杉本委員の方から、人事交流については、この連携という中での御指摘だと思いますが、期限を設けては、おおむね3年を目安にという提案があったんですけども、これについていかがでしょうか。副会長、何かございますか。いいですか。皆さんの方から。

それでは、特にこの人事交流を継続するということに3年を目安にすると入れると御提案ですね、そういう御提案ですが、これについて、木藤委員。

○木藤委員 消防の方から申し上げますと、先ほど杉本部長が、言っておられましたが、少し現場から離れた期間が長いとやはりどうなのかなということありますし、若い消防士などは多分大丈夫かもしれませんし、どういう方が来られるかによっても多少違うんじゃないかなと思いますので、多少その辺は2年ないし3年ぐらいの幅を持たせていただければ助かるんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○久保田会長 事務局、そのほかありますか。

○杉野事務局長 消防サイドから申しまして、3年ということも十分配慮させていただくことは必要だと思いますので、ここにがちがちに決めるのではなく、その辺りをちょっとフレキシブルにさせておいてもらって、提案事項に記載するのではなく、また一度、協議書とか覚書とかそういうものもございますので、その一つ下のクラスで調整させてもらう位いとどめておいてもらおうと、私どもとしてはいいんですが、いかがでしょうか。

○久保田会長 そういう確実に期限を記載しないで、別の形での協定等ということでしたが、ほかに御意見ございますでしょうか。意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、そのあたりでいかがでしょうか。今の御指摘を踏まえて実際の交流においては、派遣する職員の年齢等もございますでしょうから、2年から3年をおおむねの目安とするということを、別の形で協定をつくる、そういう形で、少し柔軟にしておく。

今後、またやはりここに記載が必要だということになれば、また復活をしていくということは当然可能でございますので、スタートした後もですね。おおむね2年から3年ということ視野に入れて継続をします。しかしながら、ここには特に記載はしないと。別の形で、協定を進めていくということで、副会長さん、よろしゅうございますか。杉本委員さん、よろしゅうございますか。

皆さん、それでは一応お諮りいたします。今申しましたように、人事交流は継続する。そして1番、2番あわせてでございますが、市防災・国民保護担当部局との連携について、並びに人事交流の継続については、特に期限については記載はしないが、2年なり3年をおおむねの目安にするということは別途また協議し、協定等を交わすということできかせていただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 それでは、全会一致ということで、確認をいたしました。ありがとうございます。

それでは、協議第6号市消防団との連携について提案をいたします。事務局。

○杉野事務局長 市消防団との連携について次のように提案を申し上げます。1、組合消防との連携・協力体制を確保するため、定期的な連絡会議等を開催する。2、宇部市消防団宇部消防団及び山陽小野田市消防団の事務は、組合消防職員を構成市の職員とし併任し、組合消防で実施する。なお、必要な経費については、構成市の負担とする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○久保田会長 市消防団との連携について、御質問等ございますか。吉永委員。

○吉永委員 山陽小野田市の吉永美子でございます。この現況の中で、宇部市の場合に方面隊長、分団長会議が定例年4回ということで、山陽小野田市が団本部分団長会議が定例年3回ということで行われているようですが、この定期的な連絡会議ということについては、年間どのくらいを想定されての御提案でしょうか。

○久保田会長 事務局。

○杉野事務局長 事務局の杉野です。今、何回するということは特に決めておりませんが、少なくとも2回は必要と考えます。

また、必要であれば定期でも臨時でもいいと思いますし、そのような中で実施してはいかがかと、これはまだ確定したものではございませんので、今、お聞きした質問にお答えしての即断の判断でございますので、その点はちょっと柔軟に変更させていただけたらと思っております。いかがでございましょうか。

○久保田会長 吉永委員。

○吉永委員 今の御回答について、消防団の代表の方に御意見をお聞かせいただけたら助かります。

○久保田会長 今、吉永委員の方から御提案がありました。消防団の皆さん、いかがでしょうか。

○木谷委員 宇部消防団長の木谷と申します。

今、宇部市の方におきましては、年4回分団長会を開いておりますけど、別にこの会議が多いとか少ないとか、そういう問題は消防団の中ではあがっておりませんが、一回ぐらい臨時にやった方がいいんじゃないかという方が多いです。

○磯村委員 山陽小野田市の団長の磯村と申します。

初めに、団本部係というのをずっと保っていただきたいというのは、私の希望です。そして、分団長会議は年3回ならもう十分だと思っております。それが、初めは収支決算とかそういう問題、そして夏は操法大会の問題、冬は夜警、出初式、大体割ってみると、3回やると大体十分な運営ができていくんじゃないかと思えます。

以上です。

○久保田会長 今、事務局の方から最低は2回ということと、あと消防団の方から3回ぐらいはということでございますが、それはここに特に記載せずに2回なり3回というような形で進めていくのがよろしいか、あるいはここに3回と記載をした方がよろしいか、いかがでしょうか。特に回数に記載まではふれずに、この提案どおりということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、そういう方向で確認をさせていただきたいと思えます。

協議第6号の市消防団との連携について、定期的な連絡会議等を開催するといたしますが、特に回数についてはここでは規程をしないが、柔軟に2回なり3回ということの御提案があったということで、その辺については原案どおりということで御異議ございませんでしょうか。挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 全会一致ということで、確認ができました。ありがとうございます。

それでは、協議第7号消防協力団体の運営について提案をいたします。事務局。

○杉野事務局長 協議第7号消防協力団体の運営について、次のように提案申し上げます。

1、宇部市防災協会、山陽小野田市危険物安全協会及び山陽小野田市化学消火薬剤共同備蓄会の3団体は、消防広域化にあわせ統一を目指す。2、宇部市防火委員会及び山陽小野田市防火委員会の2団体は、消防広域化にあわせ統一を目指す。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 消防協力団体の運営についてでございますが、御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それではお諮りいたします。消防協力団体の運営についてそれぞれ消防広域化にあわせて統一を目指すということで、御異議ございませんでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 ありがとうございます。確認をいたしました。

それでは、協議第8号一部事務組合の運営等について、提案いたします。事務局。

○杉野事務局長 協議第8号一部事務組合の運営等についてでございます。一部事務組合設置に伴い、新たに発生する組合運営事務は、構成市の支援を受け実施する。なお、支援を受けるに当た

って必要な経費は組合が負担するものでございます。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

○久保田会長 一部事務組合の運営等についてでございますが、御質問等はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 お諮りいたします。御異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ありがとうございます。確認をいたしました。

それでは、協議第9号システム関係で、財務会計、人事給与等について提案をいたします。事務局。

○杉野事務局長 協議第9号システム関係（財務会計、人事給与等）について、次のように提案します。1、人事給与システムは、宇部市のシステムを活用する。2、財務会計、文書管理システムは、独自のシステムを導入するでございます。

以上、御審議よろしくお願ひします。

○久保田会長 システム関係（財務会計、人事給与等）についての提案ですが、御意見等ございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、御異議のない方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 ありがとうございます。確認いたしました。

それでは、協議第10号組合規約関係について、提案をいたします。事務局。

○杉野事務局長 協議第10号組合規約についてでございます。

11ページでございます。組合名称につきましては、前回の資料では明示しておりませんでした。が、前回の協議会で消防本部の名称が決まりましたので、宇部・山陽小野田消防組合としております。

組合構成市につきましては、宇部市及び山陽小野田市でございます。

組合共同処理事務につきましては、1、消防に関する事務、一部、消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持、及び管理に関する事務は除くとしております。

2、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定する知事の権限に属する事務のうち、山口県の事務処理の特例に関する条例により、関係市の長に移譲された事務でございます。これいわゆるプロパンガスの許認可に係るものでございます。

続きまして、組合事務所の位置は、宇部市港町2丁目3番30号、現宇部市消防本部でございます。

議会でございます。議員定数配分につきましては、議員定数9、配分、宇部市6、山陽小野田市3でございます。選挙の方法につきましては、関係市の議会において、その議会の議員のうちから選挙するとしております。任期につきましては、関係市の議会の議員の任期による。補欠選挙につきましては、選挙の方法に同じでございます。議長、副議長につきましては、組合の議会

において、組合議員のうちから選挙するとしております。

次に、執行機関でございます。管理者及び副管理者を各1人置く。執行機関の選任方法につきましては、管理者を宇部市長、副管理者を山陽小野田市長、会計管理者を宇部市会計管理者としております。監査委員につきましては組合の議員から1人、関係市の監査委員1人、宇部市常勤監査としております。

以上でございます。協議をよろしくお願いたします。

○久保田会長 それでは、協議第10号組合規約関係についての提案です。御質問等ございますでしょうか。吉永委員。

○吉永委員 お願いを兼ねての提案でございます。前回のときにも提案させていただいておりますが、こういった広域化、行政の広域化については自治体の合併と同じでありまして、やはりお互いがお互いを思いやるということは大変大事な基本ではないかと思っております。

そんな中で、議員定数と配分についてであります。具体的に提案をさせていただけるとするならば、議員定数10人、宇部市5人、山陽小野田市5人、そしてその中で消防の現場のことをよく御存じの消防団長お1人ずつの充て職として入れていただくということをぜひ提案をさせていただきたいと思っております。

○久保田会長 今、吉永委員の方から議員定数を10人、そして宇部市5人、山陽小野田市5人、その内、それぞれ消防団長を各市から1人ずつ、そういう御提案がありました。ほかに御意見ございますでしょうか。植松委員。

○植松委員 今、意見が出ましたが、議員定数配分、これは経費負担に基づき議員定数を配分するというのが一般的社会通念であると考えております。

以上です。

○久保田会長 只今経費の負担割合に基づくこの議員の配分ということの御意見でありました。ほかにございますでしょうか。杉本委員。

○杉本委員 山陽小野田市の杉本克彦です。よろしくお願いたします。前回そこには掲載してありますけれども、前回の提案第10号の中の資料の中に大きな表があったんですけれども、その右側から3番目の段に備考欄として議会関係のところ、議員の人数、数の算出根拠があるようですが、この中を細かに見ると、3団体は、人口による案分ということがございます。あとはほとんど根拠がないとか、全体的には協議の中で決められたということになっているようです。特に負担割合どうこうじゃなくて、やはり消防行政というのは負担割合、行政規模等の大きさによるんでなくて、いずれにしましても小さなまち、大きなまちにしても、消防、人の命と財産を守るという意味では、大小にかかわりはないと思われ。そうしたときに、全体的な広域の中の消防行政を考えていくときには、やっぱり構成市の対等なと言いますか、均衡のとれた議員構成の中で全体的に広域の消防行政を考えているという方が、合理的ではないかというふうに私は思います。

○久保田会長 負担割合ではなくということで、同じ人数でという御提案ですが、ほかにございせんか、御意見は。芥川委員。

○芥川委員 宇部市の芥川です。今の人口割合というふうなお話がありましたけれども、人口割合

でいくと大体今。

○久保田会長 事務局長。

○杉野事務局長 現在の人口は、22年の4月1日現在でございますが、宇部市が17万4,704人、山陽小野田市が6万6,448名、パーセンテージで見ますと、宇部が72%、山陽小野田市が28%、このようなことになっております。

以上です。

○久保田会長 人口割りでいくと7対3という今説明がありました。ほかに御意見等ございますでしょうか。特にございませんか。高井委員。

○高井委員 消防長より、その防災という、その市民サービスを負っている人間の割合は今言われた数字のとおりです。それとともに経費負担が先ほどより出てます。そういう意味で、私は現在のままでいいと思います。6対3ですか。

○久保田会長 現在の経費負担とするものでいいという御意見でございました。どうぞ。

○堀川委員 山陽小野田市の総合政策部、堀川でございます。

まず1点ですね、1点と言いますか、一番ちょっと経費負担というところで私ちょっと引っかかっております。経費負担はあくまで基準財政需用額割を基本とするということで、前回お話がございました。その中で、今回、経費負担の率が決まっていけないのに、経費負担で決めますということとはちょっと違和感がございます。

先ほどの、前回の資料においても経費負担による議会関係の議員の人数を決めておるところはどこもないわけです。ちょっと違いますかね。前回の分ですね。人口比等、そういうような中で経費負担で人数を決めるというところはありませんかね。

○久保田会長 事務局の説明をお願いします。

○杉野事務局長 前回の資料でございますけれども、上から2番目の枚方・寝屋川消防組合消防本部は、そのような経営負担の方で対応されています。

○久保田会長 堀川委員。

○堀川委員 ちょっと私の認識不足で、ここは根拠に不明ということで書いてございましたので、そういう質問をさせていただきました。

経費負担による分、確かに経費が基準財政需用額割なら67対33、あらかた2対1ということで別にそれと人口については問題はないと思います。ただ、この議員の定数を決める場合、あと人数を決める場合、お金を出した金額で議員の数が決まるというのに対してちょっと違和感があるということを申し上げたいと思います。

以上です。

○久保田会長 ほかに御意見ございますか。原野委員。

○原野委員 宇部市の原野です。確かにこの広域化というのは、両市のトップである市長さんが、協議会の会長、副会長さんをしておられますし、大所高所からこの合併という話が出て今日があると思いますけれども、確かにお金だけではないかもしれませんが、お金も一つの要素ですし、いろんな事業の内容のことだとか、いろんな多分複数のこれは要素が絡んだ上での判断になろうかというふうに思います。それぞれの立場でやったらそれぞれの立場の御意見になってい

くんだろうと思いますけど、市民の私の立場としては、これは両市のやはりトップの判断が、一つの大きな判断材料かなというふうに思いますので、今日場でなくても構いませんので、両市長さんでこの辺はきちんと考え方をつき合わせていただいて、きちんとした教えなり考えを逆に提案をしていただいた方が皆さんが納得いかれるんじゃないでしょうか。

何か僕の意見では多分お互いがそれぞれの意見になっちゃうような気がするんですけどいかがでしょうか。

○久保田会長 今、会長、副会長でという御提言ございましたが、ほかに何かございますでしょうか、御意見は。

特に御意見等がなければ、今、全く相反する意見の状況になっておりますので、いかがでしょうか、副会長。もう一回、私どもでもう少しやりましょうか。

○白井副会長 吉永委員の提案は多分経費負担について、議会費の関係は応分するという、そういうことも含まれているのではないかと思います。議会費関係が含まれている。そのほかはこの協議会で既に審査している経費負担の割合でございます。

結局、議会の構成で議員の数を5人とする。提案は6、3。すなわち経費負担同様に2対1の割合でどうですかというのが提案です。そうじゃなくて、議員の数は、議会については五分五分でお願いします。こういうことです。そうであれば、議会費については応分ということになるわけですね。

私は、前回の配られた表を拝見しました。そして数の割合でいけば、提案どおりの議員の数の配分になるということを知りました。で、そうでないところもあるということもわかりました。

で、宇部市と山陽小野田市は新しい消防本部を今立ち上げようとしています。この際に、どちらを選択すべきかということで、今、委員さんはそれはトップの2人で勉強してほしいということで、それはそういうこともあるのかなと思います。いわゆる私は事前に協議していないということは申し上げました。

そして、人口比の割合、かつまた現在の常備消防の職員数の問題等からして、明らかにそこに格差があると、それを議会の構成に反映させて当然じゃないかと、経費負担、そんなことをいうのも一理あるという意味です。

しかし、結論は実はそうでない。今、宇部市さんと山陽小野田市と色々な形で信頼感を強化しています。信頼関係を強化して一歩ずつ一歩ずつさらに次の事業に向かってという形で取り組んでいます。その新しいその消防本部を立ち上げていくにいたって、多少とも懸念を表明される側があれば、その側に譲って、そしてそのあたり一つずつクリアしながら新しいものを創造していくという、そういう基本的姿勢、それが私のスタンスです。

ですから、提案と違って申しわけありませんけれども、議会の構成については経費負担ではなく、五分五分でお願いできれば、6万6,000人の市民みんなが喜ぶということでもあります。

○久保田会長 今、副会長の方からは、議会の費用もきちんと五分五分で費用も負担するというところで、議員の定数も5人ということで半分という提案が出されたんでございますが、いかがでしょうか。もう持ち越さずにここで結論を出した方がいいという、まずそこからというのをお諮りいたしましょうか。はい、どうぞ。

○高井委員 もう一度さっき言ったことを言い直します。市民の数というのは、大きい小さいというよりも、我々この議員というのは、我々の後ろにいる、そのさっきも言いました市民サービスを受ける、市民サービスというのはこの消防についてですよ、これを受ける人数がおるわけですね。それがさっき言われる数字です。

そういう意味で、市民を代表するそれぞれの議員が、この組合の議員になるという意味で、私はじゃあその辺はよく考えてお2人話していただければと思います。

以上です。

○久保田会長 どうぞ。

○白井副会長 ちょっと1つだけ聞いていただきたい。五分五分という考え方が、そんなにとんでもない、全くその見当違いの提案だと、意見だと、そういうわけでもなさそうだというのは前回いただいた表の中で2つの事例もありますけれども、ですから、何か山陽小野田市長の発言は、その社会通念に反する。ということは必ずしも受け取って欲しくない。宇部市との信頼関係ももうちょっと評価していただきたい。その願いを込めてというふうに考えます。

○久保田会長 ほかに御意見ございますでしょうか。杉本委員。

○杉本委員 先ほど、高井委員からありました、後ろに市民のそれぞれの負託と申しますか、そういったものがあるというふうにお考えのようなんですけれども、大変御無礼ですが、市長さんを初め市議会議員さんについては、もちろん市民の負託を受けられて選挙の中で選ばれた方なんです。この一部事務組合の構成の議員さんというのは、ある意味充て職的なその中の運営を、消防行政の運営をしていくための審議をされる議員さんということでもありますので、市民の全体の付託という意味ではなくて、やはりその中の議論される事項というのは、全体の広域の中のいろいろな地方行政に関係する事項を取りあげるということになりますので、直接的には市の後ろ盾があってという形にはならないというふうには考えるんですが。

○久保田会長 高井委員。

○高井委員 市民の意見を代表して、負託というよりも代表して発言するという意味で言っています。以上です。

○久保田会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 どうでしょうか。そしたらもう一回、継続審議ということにさせていただいてよろしゅうございますか。なかなか議論すればするほどまた難しくなってもいけませんので、今それぞれ御指摘をされた点がございますので、そういうことで。

○木藤委員 そしたら、もう一つ。今、経費負担の6対3か、もしくは5対5という話でございしますが、その中間というのもあり得るんじゃないかなと思います。少し考えることは、例えば、5人と4人とか、絶対5対5とか6対3じゃいけないのか、あるいは5対4とか4対3とかそういうような位置づけも少し協議をして、念頭に入れておくのも必要ではないかなというふうに思います。

それは消防団長にも言えます。例えば、消防団長については1対1でいいんじゃないかというふうに思いますし、そうするとそれ以外のところは3対2とか4対3にするとか、そのような考

え方も必要かと思えます。以上でございます。

○久保田会長 6対3か5対5のみならず、ほかの組み合わせもあるのではないかということで、提案がありました。

それらを含めて、いろんな既設の一部事務組合、例えば、宇部阿知須公共下水道組合、あるいは養護老人ホーム長生組合等、ほかのいろんな組合それぞれやっているところもございますので、そういったところも一応私も調べてきているところがございますが、そういった問題もまた勉強をさせていただいて、次回、第5回になります。第5回までそれぞれまた御議論いただいて、そのときにまとめさせていただくということで、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 よろしゅうございますか。それでは、継続審議ということで、持ち越させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これで協議事項10本すべて協議を終了いたしました。ここまでで何かちょっと言いそびれたことは、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 ないようでしたら、提案事項の方に入らせていただきます。

お手元の資料の12ページになりますが、医療機関との連携について、提案をさせていただきます。事務局。

○杉野事務局長 それでは、医療機関との連携について御提案申し上げます。

提案としましては、関係機関、県、市、消防、医療機関等と協議する場を別に設け、救急搬送体制の強化及び円滑化を図るということで、別途協議する場を設けまして、どういう方針で、どのようなシステムづくりをしていくのかということに関係機関で調整していきたいということでございます。

今回、さらに資料としまして、次の2ページをつけておりますので、これもあわせて御説明させていただきますと思います。

13ページにつきましては、参考資料でございますが、山口県全体の医療圏を示しております。これは県の方で決めておりまして、医療法で決められるようになっております。

目的としましては、入院治療が必要な一般の医療需要に対応するとともに、医療機関の機能分担と連携に基づく医療サービスを県民に提供するために地域的な単位として設定するというところで、基準としましては、地理的条件等の自然的条件並びに日常生活の需要の充足状況及び交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における通常の入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる地域ということで、山口県におきましては、県内を8医療圏に分けまして、この地区は宇部市、山陽小野田市、美祢市ということで、宇部小野田保健医療圏というようなものをつくっておるわけでございます。

そして、現在御提案のものにつきましては、宇部市と山陽小野田市のものはどうするかということでございますので、宇部市と山陽小野田市におきまして、この辺の医療連携を検討していきたいということでございます。

続きまして14ページでございますが、昨年の救急搬送の病院毎の搬送者数を作成しました。

なお、この数については、一般には公表しておりません。

宇部市の方につきましては、宇部市消防本部が搬送人員6,314名でございますけど、このうち、左側から上に三次医療機関、上から2つ山大救命センターとその他の山のいろんな科目でございます。

それから、二次医療機関としまして、宇部興産中央病院から始まりまして阿知須同仁病院まであります。阿知須につきましては、以前は宇部が救急で管轄しておりましたが、現在は山口市内になっておりますけれども、非常に生活が密着しておりますものですから、東岐波、西岐波とか等ですね、阿知須にもかかわらず多く搬送させてもらっています。

それから、その下、一次病院が休日・夜間診療所も含めて搬送の多い部分を掲げさせてもらっております。

これを見ますと、宇部市消防本部では6,314名のうち二次病院、通常救急搬送をする場合、第一次的な病院として二次病院を選定されるわけですけども、そのうち一番多いのが宇部興産中央病院で1,791名、全体の28.4%を運んでおります。それから、その次に宇部協立病院さんに960名、15.2%でございます。続きまして、あとは尾中病院さんであるとかということになります。

そして、その3番目ぐらいの数字になりますけれども、こちらの山陽小野田市にございます山口労災病院の方にも600名近くを運んでおります。これは9.5%、特に厚南、宇部市の厚南エリアの方につきましては、あるいはその北部のエリアの方につきましては、わりとこの労災病院に搬送を希望される方も結構多うございます。通常からここにかかりつけという方も多いということで、割と多くなっております。

それから、山陽小野田市民病院さんの方には141名ということで2.2%、あと小野田赤十字、阿知須等がございます。

そして、三次医療機関としましては、山の救命センターの方に425名、6.7%、その他、山大病院さんのその他いろんな耳鼻科とかいろんな科目、小児科とかいろんな科目ございますけれども、そのようなところへ736名ということで11.7%、トータルでは山口大学の1,161名の方を搬送しております。

したがって、山大病院さんのセンター以外の方は三次という言い方でも一次的な要素がわりと強いという部分もあります。

それから、山陽小野田市さんにつきましては、一番多いのが二次病院の山口労災病院で2,772名のうちの名の方、44.6%を搬送しておる状況でございます。その次が、山陽小野田市民病院さんの方に584名、そして宇部興産中央病院の方へ117名、それから小野田赤十字病院さんに136名と、この辺が多いところでございます。そして、山口大学さんの方にも三次病院の方に、救命センターへ143名、5.2%、山大病院その他のところへ169人を運んでおるような状況でございます。

トータルしますと、これは一体的になりますとどのぐらいかという話でございますが、二次病院としましては、宇部興産中央病院と山口労災病院さんが大体同じくらいですけども、宇部興産中央病院が1,908名、山口労災病院が1,839名ということで21%と20%、ほぼ同数

ぐらいの数が収容されているだろうということは、この表からわかるところでございます。

これに続きまして、宇部協立病院、山陽小野田市民病院あたりが多うございます。そして、山大病院さんの方にも救命センター、568名でございますが、特に救命センターの方は山口県全域から運びますので、この数字だけでは救命センターこれだけという数字にはならないと思います。県内全域からいろいろな方の三次医療機関として運ばれてくるところがございますので、かなり大きな数が出てくると思います。これは全体の医療機関としての搬送状況でございます。

以上が医療機関との連携についてでございます。

○久保田会長 あと資料でヘリの離着陸場の一覧も一応掲載しています。

○杉野事務局長 続きまして、それでは資料のヘリの離着陸場、これは前回ヘリの離着陸場がどういう状況ですかという話でございましたので、まとめさせていただきました。

現在、御存じのとおり、県の防災ヘリ、それから最近ではドクターヘリが山大的方で運営が始まっておりまして、このヘリというのは非常に重要な位置づけを占めております。

そして、宇部市の方には都合10カ所、山陽小野田市には都合9カ所の臨時のヘリポートがございます。そういう災害時にはそういうヘリを活用しておるということでございます。

ちなみに山口県内には現在332カ所ございまして、そのうちのそれぞれ10カ所、9カ所ということでございます。

以上でございます。

○久保田会長 それでは、提案事項の、提案第1号医療機関との連携についての説明が終わりました。何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、これも終了させていただきます。次回の協議としてお願いしたいと思います。

それでは次に、その他、次回の協議会日程について説明をお願いします。

○江本事務局員 それでは、次回第5回の協議会の日程について御説明を申し上げます。

まず第5回は、平成23年7月20日水曜日、時間は同じ9時30分から、宇部市消防本部の方で行いたいという予定にしております。

以上です。

○久保田会長 これについてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 じゃあ次回は7月20日水曜日9時半、宇部市消防本部の方で第5回を開催いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、事務局から連絡事項ありますか。

○杉野事務局長 ありません。

○久保田会長 特にありませんか。委員の皆さん、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 はい、わかりました。それでは、今日は第4回協議会でしたが、協議第2号と第10号というところで、次回に持ち越しとなりましたが、給与の件とそして組合の議員

の数ということで、再度協議をして、次回第5回に方向を決める、決定をするということにいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 それでは、長時間にわたりましたが、第4回消防広域化協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。